

日本の展望—学術からの提言 2010

報告

経営学分野の展望  
—グローバル社会における  
日本独自の経営学の在り方について—



平成22年（2010年）4月5日

日本学術会議

経営学委員会

会計学分科会



この報告は、日本学術会議 経営学委員会および会計学分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

#### 日本学術会議 経営学委員会

委員長	白田 佳子	(第一部会員)	筑波大学教授
副委員長	藤本 隆宏	(第一部会員)	東京大学教授
幹事	平松 一夫	(第一部会員)	関西学院大学教授
幹事	宮本 又郎	(第一部会員)	関西学院大学教授

#### 会計学分科会

委員長	藤永 弘	(連携会員)	青森公立大学教授
副委員長	平松 一夫	(第一部会員)	関西学院大学教授
	白田 佳子	(第一部会員)	筑波大学教授
	小津稚加子	(連携会員)	九州大学准教授
	蟹江 章	(連携会員)	北海道大学教授
	徳賀 芳弘	(連携会員)	京都大学教授
	阪 智香	(連携会員)	関西学院大学教授
	野口 晃弘	(連携会員)	名古屋大学教授

※ 名簿の役職等は平成 22 年 3 月現在

# 要 旨

## 1 作成の背景

近年経済社会の担い手である企業の社会において果たすべき役割として、情報開示が強く求められるようになり、バブル経済崩壊以降、企業の経営成果を適切にかつ適時に開示する手法について深く議論が進められてきた。我が国の経営学者は社会が企業に求める情報開示のあり方について議論を重ね、金融庁や証券取引所などと連携しながら情報開示の為にデータベースを構築し、誰でもが、どこからでも企業情報にアクセスすることができる環境を整備してきた。また視覚障害者などがインターネット上に開示される企業情報を入手する際不利益を被ることのないよう、音声対応が可能なコンピュータ言語（XBRL）を産官学が連携して導入を推進し、現在では同言語による企業情報が金融庁のホームページ上で開示されている。

同時に、経済社会のボーダーレス化が進む中、各国の多様性を尊重しながらも、企業を取り巻く規制や制度は世界共通化の方向に向かっている。ただし、宗教、人種、また言語などが異なる社会では、多様な価値観が存在する。よってこれら多様な価値観に配慮しながらも、経済合理的な経営活動を継続的に営むことができる社会（サステイナブルな社会）の構築が今強く求められている。

経営学委員会では、至急対応が求められているこれらのテーマについて議論を重ね、その内容をとりまとめた。

## 2 現状および問題点

企業を取り巻く環境のグローバル化、多様化、情報化が進展する中、経営学の役割にも変化が求められている。資本市場のグローバル化、社会ニーズの多様化、情報化の進展に対して、経営学が取り組むべき課題と展望について提言する。

## 3 報告の内容

### (1) グローバル化への対応

企業の資金調達活動のグローバル化に伴い、企業の経営成績や財政状態の適正な開示が強く求められている。企業経営の成果は会計数値によって測定され、会計情報という形で開示されている。世界中の市場がボーダーレス化する中で、現在、日本の会計基準を国際会計基準に合わせる作業が続けられている。一方我が国独自の企業経営について適切に評価する尺度を検討することも必要である。さらには、企業活動を適切に評価することができる人材育成が重要であり、語学能力や文化への理解力を有する専門家の育成が求められている。

また研究面では、近年我が国から海外への情報発信は着実に増えたが、その内容は経営に関わる実証的研究にとどまっており、我が国が蓄積をもつ経営に関わる意思決定の規範的研究においても世界に発信することが期待される。また、我が国固有の「ものづ

くり」理論など、他国と比較し独創的で秀でた経営手法についても、より広く海外へ発信する必要がある。

## (2) 社会ニーズへの対応

社会ニーズとの関連では、企業の内部統制制度の強化、企業の社会的責任（CSR；Corporate Social Responsibility）への対応、自治体運営への一般企業なみの経営学的視点の導入、経済環境の変化に揺るがない経営のあり方の検討など、経営学に対する社会的な期待は拡大傾向にある。

ただし、企業の財務報告の信頼性確保などを目的として強化された内部統制制度については、我が国企業の実情に合致し、社会の期待に応える内容となっているとは言い難く、研究面からその実態を調査、分析する必要がある。また、地球環境問題をはじめとする企業のCSRへの取組みについては、情報開示のあり方の検討とともに、実績評価の分析手法の確立が課題となっている。

一方、金融危機に端を発した世界規模の経済危機は、企業経営に大きな影響を及ぼした。これまで多くの企業活動が海外へシフトする中で、日本の「ものづくり」を原点とした我が国固有の経営のあり方について再検討する時期にきている。経営学委員会では、これらの諸問題に対応する為、十分な資源を投入し早急に課題解決に着手する必要があると考える。

## (3) 情報化への対応

情報化の急速な進展により企業の経営活動の成果を公表する際にはXBRL（音声対応が可能な情報開示のためのコンピュータ言語）が用いられるようになった。しかし、一般社会のみならず経営学の研究者の間にもXBRLに対する意識や知識の欠如が見られる。また日銀、金融庁、国税庁などでは企業とのデータのやり取りにXBRLが導入されているが、企業経営と密接に関係するその他の省庁や統計データなどにはXBRLが殆ど導入されておらずなお課題は多い。XBRLの導入目的やその効果について教育・指導する仕組みについても、早急に構築する必要がある。

## 目 次

1	はじめに.....	1
2	資本市場のグローバル化と財務報告のルール.....	2
(1)	経営成果の評価尺度としての会計基準のあり方についての検討.....	2
(2)	グローバル時代に対応した経営学教育.....	2
(3)	研究の海外発信（研究者養成）.....	3
(4)	専門職教育.....	3
3	社会ニーズ.....	5
(1)	コーポレート・ガバナンスと内部統制.....	5
(2)	CSR (Corporate Social Responsibility).....	5
(3)	地方分権改革の推進と自治体会計制度改革.....	6
4	情報化.....	8
5	提言.....	9
	<用語の説明>.....	10
	<参考文献>.....	11

## 1 はじめに

企業の社会的役割が拡大している。国家の経済規模を上回るような企業が出現し、企業は雇用・環境・安全などこれまで国家が果たしてきた役割を果たすことが求められている。このことから、企業と社会のサステナビリティを追求する過程において、社会を構成する企業が社会的責任をどのように果たしているかについて適切な開示を行う必要がある。また経営学には、社会が求める開示情報の整理および開示手法の開発を行うことが求められている。

近年経済社会の担い手である企業の社会において果たすべき役割として、情報開示が強く求められるようになり、バブル経済崩壊以降適切な情報を適時に開示する手法について深く議論が進められてきた。我が国の経営学者は社会が企業に求める情報開示のあり方について議論を重ね、金融庁や証券取引所と連携しながら情報開示の為のデータベースを構築し誰でもが、どこからでも企業情報にアクセスすることができる環境を整備してきた。また視覚障害者などがインターネット上に開示される情報を入手する際不利益を被ることのないよう、音声対応が可能な会計情報に特化したコンピュータ言語（XBRL）を産官学が連携して導入を推進し、現在では同言語による情報が金融庁のホームページ上で開示されている。

一方経済社会のボーダーレス化が進む中、各国の多様性を尊重しながらも、企業を取り巻く規制や制度は世界共通化の方向に向かっている。ただし、宗教、人種、また言語などが異なる社会では、多様な価値観が存在する。つまりグローバル化は必ずしも統一（共通化）を意味しない。また、経営は効率化だけでは解決できない問題もはらんでいる。よって多様性に配慮しながらも、経済合理的な経営活動を営むことを可能とし、かつ、正しい意思決定のできる人材を育成することが経営学に求められている。

経営学委員会では、至急対応が求められているこれらのテーマについて議論を重ね、その内容を取りまとめた。

## 2 資本市場のグローバル化と財務報告のルール

### (1) 経営成果の評価尺度としての会計基準のあり方についての検討

国境を越えた資金運用と資金調達が発達になり、資本市場のグローバル化が進展した。それに伴い世界経済の秩序を維持するため、資本市場のインフラストラクチャーである会計基準についても世界共通化が求められるようになった。

現在の国際的な会計基準設定のための仕組みは、1980年代後半からの15年近い会計基準の「調和化 (harmonization)」と10年間にわたる「収斂 (convergence)」という時間をかけて形成されたものである。その間に打たれた布石によって、すでに枠組みが確立していることから、当面我が国は、国際的に公約した範囲で、日本基準を国際基準に合わせなければならない。さらに、国際基準をそのまま適用する「採用 (adoption)」についても検討が進められている。ただし、現在の国際基準が、会計の一部の機能を重視しすぎているという批判もあることから、短期的な対応としても、我が国の実情に合った会計処理を、上記の公約に抵触しない範囲で、認めていく必要がある。

国際基準と国内基準の関係については様々なあり方が考えられる。会計と税務の関係が密接であれば、そのことも国内基準を設定する上での重要な制約条件になる。同様に会社法における分配規制が会計に依存しているか否かも国内基準の内容を左右する要因となる。国際基準に対応するための国内基準の設計については、世界各国で課題となっており、様々な対応が試みられている。それらを継続的・組織的に研究し、我が国に最も適した対応方法を発見しなければならない。

「調和化」「収斂」および「採用」の目的は、財務情報の比較可能性を高めることを通じて、国際的に資金運用を容易にすることにあつた。しかし、会計基準が時価評価を多用し、かつ会計方針の選択幅を狭める方向に進んでいったため、経営行動に歪みを生むおそれがある。

長期的な対応としては、同じような環境にある国々が連携することによって、特定の機能が極端に重視されることがないように国際基準を設定する体制を構築していかなければならない。

### (2) グローバル時代に対応した経営学教育

前述のとおり、ボーダーレスな市場が発展する中で、企業の経営の評価尺度として用いられる会計基準は、国際財務報告基準 (IFRS) へ収斂することは間違いない。このような変化は、高等教育現場のみならず、企業での人材教育 (新規採用人材教育および既採用人材のリカレント) の場にも変化をもたらすものとなる。国際財務報告基準に対応した人材の不足という数の問題にくわえて、会計人材の質的な変化を要求しているからである。企業 (実務界) は国際財務報告基準の導入を加速した金融市場への対応として冷静に受け止めているが、教育現場は、日本の将来を支える若者の頭脳・スキル・価値観 (社会観・労働観) まで受け止めることになり、対応は容易ではない。さらに国際財

務報告基準は英語圏での開発に先導されているために、専門的な語学能力および文化的な差異の理解も要求されることとなる。

会計学教育に必須の知識となる国際財務報告基準は、単に表面的な変化だけを観察すべきではなく、世界で通用する人材（研究者・教育者・実務家）の養成に関わる社会インフラの問題と捉えるべきであろう。同時に、日本の会計学教育の歴史において培われてきた経験と実績を洗い直し、わが国固有の概念について世界に示すことも必要である。

### (3) 研究の海外発信（研究者養成）

研究者を養成する大学院での教育という視点から言えば、現在、大きな変化が起こっている。分析方法の共有によって、日本の研究者と海外の研究者とは、すでにある程度フラットな競争関係へと導かれている。指導教員の研究方法とは無関係に、大学院生のかなりの部分は実証的研究に取り組んでおり、その傾向は就職の条件の変化（査読付き論文の掲載数を重視する評価方法への移行）によって拍車がかかっている。その前提となるミクロ経済学、ゲーム論、ファイナンス等の理論の理解、統計的分析手法への精通等が学部教育の段階から必要とされるであろう。また、学部の経営学教育自体も変革が必要となるであろう。単に、「覚えさせる教育」から「分析的に理解する教育」への変化が始まっている。今後、経営学の独自性は維持しながらも経済学や統計学、工学と会話ができる経営学教育も必要となってくるであろう。

日本の経営学研究の国際競争力の強化を考えるのであれば、欧米の方法の後追いだけでは十分とは言えない。日本には、経営の意思決定に関わる規範的研究（記述理論も含む）に関して、世界に誇ることでできる蓄積がある。よって、これら過去に蓄積された日本独自の理論や研究と、上記の実証的研究および数学的理論モデル研究との融合も検討されるべき時期に来ている。後発の不利さを克服し、後発の有利さを生かすための工夫がなければならない。ただし、経営学は、単に、各時代の経済的・政治的な需要に応えるのみでなく、現在および未来の文化的需要にも応えるべきとの考えもある。そのような意味では、歴史研究等を排除するのではなく、継承し残していく道も検討されるべきであろう。

研究成果の国際的な発信という点からみれば、プレゼンテーションやディスカッションのための英語力も求められるであろう。若手研究者の海外発信能力を増すためには、①研究者養成に取り組んでいる各大学院がそれぞれ、あるいは協力して、実践的な英語教育に力を入れること、②学会等は外国の学会との交流を深め若手研究者の海外における報告機会を増やすとともに、国内においても英語で研究報告できる機会を増やす努力をすること、および③優秀な博士課程の大学院生の過半数を欧米の優れた研究機関に留学させるための仕組みを作ることが必要であろう。

### (4) 専門職教育

国際的な舞台上で活躍できる経営学者を輩出するために、我が国においても国際的な水

準を満たす基準設定やカリキュラムの設計を急ぐ必要がある。専門職大学院設置の背景にある実務と理論の架橋という理念を支持するために、学界としても実務の理解・発展に資する有用な理論研究の成果を提示できる態勢の整備が必要である。

特に経営に欠くことのできない会計の専門職教育は、会計専門職大学院を中心に行われることが期待されている。しかし、会計専門職である公認会計士試験の受験資格に何ら制限がなく、高等教育機関における教育歴を受験資格としている諸外国と際違った違いを見せている。

今後、監査基準の国際的な統一化に向けた動きが加速するとともに、会計専門職資格および資格認定の国際的な統一化が図られるものと思われる。資格取得前教育を充実させるため、我が国における公認会計士の資格認定制度の抜本の見直しを求めたい。

公認会計士試験の実施を管轄する金融庁公認会計士・監査審査会に対して、受験資格や試験のあり方について国際的な水準を確保するよう、働きかけと協力を行う必要がある。

### 3 社会ニーズ

#### (1) コーポレート・ガバナンスと内部統制

経済活動の急激なグローバル化に対応するために、有効かつ効率的で健全な企業経営のあり方を議論するものとして、コーポレート・ガバナンス論が注目を集めている。コーポレート・ガバナンスをめぐる議論には、企業の利害関係者による経営者に対する動機づけと規律づけという観点がある。しかし、過剰なインセンティブ報酬が重大な企業不正を招いたこともあり、現在は動機づけよりも規律づけの観点が議論の中心となっている。特に財務報告の信頼性をいかに確保するかが重要な論点である。

こうしたコーポレート・ガバナンスの意図を具体化するための手段として、経営者に対して内部統制の構築と有効な運用が要求されている。相次ぐ大規模な不正会計への対応として、各国で財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備と有効性評価および監査が制度化された。財務報告に関する経営者の自己規律を強化し、金融市場における信用危機の抑止が図られたのである。しかし、依然として金融市場の信用を崩壊させるような事件が後を絶たず、世界全体の経済に重大な悪影響が及ぶ事態となっている。

内部統制をめぐるっては、これまでもつぱら制度化を前提とした実践的な観点から議論が行われ、内部統制が実際に有効に機能するものであるのかどうかについて十分な検証が行われないうまま実務が動き出している。今後、制度改革の事後評価を行い、その上で我が国の実態にあった制度の再構築を目指すべきである。

#### (2) CSR

経済規模の拡大とグローバル化によって、小規模国家の GDP（国内総生産）を凌ぐほどの経済力（売上高）をもつ多国籍企業が出現し、企業活動が社会に及ぼす影響は従前とは比較にならないほど大きくなってきた。また、先進国においても国家財政の逼迫の問題を抱えるようになったことで、雇用問題、環境保全、安全対策、地域社会の発展といった、これまでは国家が担ってきた役割に対しても、企業が積極的にその役割を果たすことが求められるようになった。これらの問題への対応を怠ることは、経済社会のサステナビリティ（持続性）および企業自身のサステナビリティを脅かし、人類の生存基盤をも危機にさらすことになる。

企業は、グローバルな観点から社会的責任を果たすことが求められると同時に、地域固有の文化的・歴史的背景をふまえた地域ニーズにも対応した活動が求められる。会計的な観点からは、このような企業の社会的責任（CSR）に対してどのように対応しているのかを、株主、取引先や従業員と言った企業を取り巻くステークホルダーに対して情報開示（ディスクロージャー）し説明責任を果たすとともに、ステークホルダーが企業にどのような活動を求めているのかについての意見をフィードバックし企業の活動に活かしていくことが求められている。CSR の要請の高まりとともに、情報開示を通じたステークホルダーとの対話手段としての会計・ディスクロージャーの重要性が高まって

いるのである。

現在、我が国では1,000社以上の企業がCSR報告書等を公表し、有価証券報告書等の一部にCSR情報を記載する企業もみられる。CSR情報については、我が国の環境報告ガイドラインおよびGRI等の国際的なガイドラインが整備されるとともに、開示の実態においても国際的に普及が進んできたが、未だ解決されていない課題も残っている。1つめは、CSR情報開示のあり方として、現状のまま任意開示とするか、強制開示とするかという点である。制度化は企業間比較をある程度可能にする反面、先進的企業の取組みの発展を阻害するおそれもある。2つめは、CSR報告書と有価証券報告書等において開示される情報の連携をいかに確保するかという問題である。これは情報の理解可能性および活用のされ方にもかかわる。3つめは、ステークホルダー・エンゲージメントを企業が今後どのように取り入れていくべきかという問題である。CSRは社会の認識が未だ流動的であるため、企業がステークホルダーとの意思疎通を図り、必要とされる情報を開示するとともに、ステークホルダーの意見を経営に反映させていくステークホルダー・エンゲージメントが望まれる。最後は、CSR情報が実務上の意思決定や研究に一層活用されるために、CSRの取組み実績の良否を判断する分析手法、および、その分析を可能にするためのKPI（主要業績指標）の確立が望まれる。

これらを解決することは、ステークホルダーがCSR情報を利用し、消費・投資行動等を通じて、社会的責任を果たす企業を選別することを可能にする。このような市場メカニズムに基づく持続可能な社会の構築に向けた仕組みが今後一層求められている。

### (3) 地方分権改革の推進と自治体会計制度改革

中央集権化時代から地方分権化時代を迎え、地方分権改革を推進するためには、その受け皿となる地方自治体における自治体経営体制の改革および自治体会計制度改革が不可欠である。自治体経営体制の改革としては、自治体の内部統制の確立と自治体の監査体制の確立・強化が主要な課題である。

自治体経営体制の改革の重点は、自治体業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、資産の保全、法令の遵守を図るための内部統制の確立と財務報告の信頼性確保のための監査体制の確立と強化である。この自治体の内部統制と監査制度の確立と強化は、自治体行政において最も重要な住民の税を財源に行政サービスを提供する自治体の属性からも、住民に対する財務報告の信頼性の確保と資産の保全のためにも不可欠である。

次に、自治体会計制度改革と整備の問題であるが、すでに自治体財政改革の一環として多くの自治体で「企業会計方式の導入」・「貸借対照表の導入」など会計制度改革が行われている。また、自治体会計の研究・教育の重要性が認識され、研究学会での研究報告が増大し、大学の学部・大学院教育においてカリキュラムに導入されている。

現在の会計学は、従来の「企業会計中心の会計」から「あらゆる経済組織の会計」へと会計・会計学の研究、教育の領域を拡大してきている。また同時に、会計は、財務会計領域、管理会計領域および監査領域における研究の深化とともに、あらゆる経済組織

の会計として適用される必要性から3領域を一体とした研究・教育が要請されている。

地方財政の窮乏化の進行と夕張市の財政破綻を契機に、従来の自治体会計制度の問題点が指摘され、企業会計方式の導入による自治体財政の透明化、事業運営の効率化、行政評価による施策・政策評価、地域住民への情報公開、連結決算制度の導入、外部監査制度の導入など自治体会計制度の改革が急務となってきた。自治体会計制度の改革に当たっては、住民に対する行政サービスの向上とともに、自治体財政の健全化を図るために、企業会計方式の有する財務会計的機能、管理会計的機能、監査的機能、経営分析的機能を自治体運営の属性に適合的な会計制度に進化させる必要がある。

自治体会計制度の改革の目的は、これまでの予算主義・現金主義による決算から企業会計と同じく発生主義による決算書を作成して自治体財政の透明性を高めることにある。すなわち、貸借対照表による資産や負債の明細の公開、経営行政コスト計算書による行政サービスとコストの公開、資金収支計算書またはキャッシュ・フロー計算書による資金状況の公開、さらに連結決算による自治体全体の財政状態、行政サービスとコストの状態、資金の状態を、納税者に理解しやすい形で公開しようとするものである。

さらに財務報告の信頼性を保証するための外部監査制度の確立も急務である。すでに都道府県、政令指定都市、中核都市には、監査委員とは別に、包括外部監査人による外部監査が制度化されているが、住民からの財務報告への信頼性を確保するためには、自治体の財務担当者、外部監査人のみならず納税者である住民も理解可能な「自治体会計基準」の明確化と「自治体監査基準」の設定が求められている。これにより、財務報告の透明性・信頼性が確保されるとともに、外部監査の品質の維持が保証されることになる。

以上、自治体経営体制の改革と自治体会計制度の改革に向けての課題を提起したが、これらは日本のみならず世界各国において共通な課題であり先進的な研究と改革事例が多く見られる。地方分権化時代の地方自治体運営は住民の行政に対する理解と協力が前提であることから、地方自治体の属性を十分に踏まえた内部統制制度の導入と自治体会計制度の改革が急務である。

## 4 情報化

XBRL における開示が進むにつれ情報開示側である企業の XBRL に対する意識や知識の欠如、またディスクロージャーへの認識の相違から様々な問題が生じている。我が国では、XBRL による企業情報の開示では EDINET 用タクソノミを利用するとして統一が図られている。しかし金融庁の調査では、タクソノミ文書の拡張が原則的に許されていないにもかかわらず、企業側が独自のタクソノミ拡張を行ったことによるトラブルが多数発生している。これらの問題の多くは、企業が従来の慣習に固執することにより、無用な開示項目の追加を行ったことが原因である。

XBRL の導入は、開示項目の集約による企業間比較の向上（ディスクロージャーの質の向上）や、ネット上に開示される文字情報にアクセスできない視覚障害者へのデジタルディバイドを排除する目的がある。企業側に情報利用者の立場にたったディスクロージャーを拡充する意思さえあれば、対応は決して困難ではないはずである。大切なことは、XBRL 導入の意義とディスクロージャーは誰の為に拡充されるべきであるかを開示者側が再確認することである。自らの内部処理を優先させ、いつまでも独自のフォーマットに固執する企業は、ディスクロージャーの真の意味を再認識する必要がある。XBRL の導入目的やその効果について、教育の場はもとより企業をも教育・指導する仕組みを構築する必要がある。

なお、米国は XBRL で記述された企業情報の有限責任ルールを段階的に廃止し、2014 年 10 月 31 日には撤廃することを表明している。つまり 2014 年 11 月 1 日以降、XBRL 文書についても監査が求められることとなる。我が国においても、XBRL 文書の監査について基準の策定はもとより、監査教育などの場における早急な対応が必要である。

## 5 提言

市場のグローバル化に伴い、経営成果の公表に際しては、世界的に統一した基準で開示を行う方向へシフトしつつある。ただし、企業経営のあり方は、国、民俗、歴史的背景により異なるものであり、画一的な尺度でその成果を測定することには限界がある。つまり我が国においても、我が国企業独自の経営のあり方を検討することが必要である。今後は、我が国独自の経営のあり方を十分に認識した上で、諸外国の企業との戦略的提携や国際的な市場での競争に対応することができる人材の育成が我が国の国力を強めることにつながるものと思われる。よって、このような人材を育成するための教育者の育成が必須である。研究面では最近では我が国から海外への情報発信が着実に増えているが、実証的研究にとどまらず、我が国が蓄積をもつ経営学に関わる意思決定の規範的研究の成果についても世界に発信することが期待される。

社会ニーズとの関連では、会計に対する社会的な期待が強い領域として、企業の内部統制制度、CSR の実施、自治体会計制度改革等があげられる。内部統制制度は企業情報開示の信頼性確保などを目的として強化されたが、我が国企業の実情に合致し、社会の期待に応えるものかを検証する必要がある。地球環境問題をはじめとする CSR への取組みについては、その内容の開示のあり方の検討とともに、実績判断の分析手法の確立が課題となっている。また、自治体財政の健全化が叫ばれる中、企業経営方式による自治体運営の導入が急務である。

一方、情報化の進展により企業情報の開示には XBRL が用いられるようになった。しかし、XBRL に対する意識や知識の欠如などなお問題は多い。XBRL の導入目的やその効果について教育・指導する仕組みを構築する必要がある。

## <用語の説明>

CSR (Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任) :

CSR とは、企業活動のプロセスに社会的公正性や環境への配慮などを組み込み、ステークホルダー (株主、従業員、顧客、環境、地域社会など) の要求に対してその責任を果たしてゆくこと。その結果として、経済的・社会的・環境的業績の向上を目指すこと。社会的責任の具体的内容は、各地域の歴史・文化や宗教観・経済的背景により異なる。

EDINET :

EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) とは、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類を、電子化してインターネット上に公開する金融庁の行政サービスの名称のこと

XBRL :

XBRL (eXtensible Business Reporting Language) は財務情報のインターネット上での開示を標準化するために開発された XML ベースのコンピュータ言語のこと

コーポレート・ガバナンス :

企業経営者の判断やそれに基づく行動の結果を考慮して、企業に利害関係を持つ者の利益に貢献し、あるいは利益を損なわないように経営者を規律づけないし動機づけすること

国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRSs) :

国際会計基準審議会 (IASB) が採択した基準および解釈指針を言う。世界の資本市場のボーダーレス化とともに、近年急速に重要性が増しており、「グローバル会計基準」とみなされている。欧州連合 (EU) では 2005 年から上場企業の連結財務諸表に適用されている。日本およびアメリカではその対応が世界の資本市場参加者、規制当局、研究者・教育者の関心の的となっている。

タクソノミ :

XBRL 文書を表示する際、勘定科目の名称や属性、各勘定科目の表示順や計算方法などを定義している規則集のこと。各会計基準により内容が異なる

### 内部統制：

組織の業務の有効性と効率性，財務報告の信頼性，事業活動に関わる法令等の遵守ならびに資産の保全という目的が達成されているとの合理的な保証を得るために，業務に組み込まれ，組織内の全ての者によって遂行されるプロセス

### <参考文献>

[1] The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) Internal Control Integrated Framework, 1992.

[2] 鳥羽至英，八田進二，高田敏文共訳『内部統制の統合的枠組み（理論篇）』白桃書房，1996年.